

- 1 2015年度認証評価に向けた根拠資料作成年度を迎えるにあたって (学長 山崎 和海)
- 2 立正大学FD活動報告(平成25年度～)
- 3 立正大学FD活動報告(平成25年度～)・FD用語集
- 4 自己点にゆーす

自己点検に絡む各種情報を発信していきます。



モラリすの

自己点にゆーす

vol.6

「大学の質保証に関する最近の動向について」
講演を聴いて

—— 経営学部教授 高見 茂雄

大学基準協会主催の総会・大学評価セミナーが昨年10月に開催され、政策広報課のみなさんと参加してきました。本稿では以下のアウトラインの掲載講演を紹介しますが、まずは質保証に関する中教審の議論の流れをつかむ必要があります。

- 1.我が国における大学の質保証の概要:平成15年度改正(設置認可見直し、認証評価制度の導入)
- 2.内部質保証:学士課程教育の質的転換のための好循環の仕組み、PDCAサイクル
- 3.設置認可:学際学位の弊害
- 4.設置基準:別地キャンパス、サテライトキャンパスの弊害
- 5.認証評価:評価制度の抜本改革
- 6.情報公開:大学ポートレート(仮)

「質保証」は、「(大学が)、自らの責任で自学の諸活動について、点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善を努め、…その質を自ら保証することを指す([3]用語集)。」と定義されますが、[1]将来像答申では、大学教育の課題は量的規模から質の保証に移ったことを宣言、[2]学士課程答申では、大学教育は学部・学科といった組織によるのではなく、「プログラムとしての学士課程教育」によるべきと提唱、[3]質的転換答申では、学生の学修時間確保をてこに質保証の具体策とその課題を述べています。今回の講演テーマは個々の大学の質保証を支える質保証システムに焦点がかけられています。

1.我が国における大学の質保証の概要:従来の設置基準と設置認可審査にもとづく事前規制型質保証システムは、平成15年に、認証評価制度導入に基づく、事前規制と事後確認併用型システムに転換しました。すなわち、学部・学科の再編等にあたり届出制を導入するとともに、完成年度以降は大学の自主的自己点検・評価活動に基づく教育研究活動の改善を促し、認証評価機関の点検を受ける現行のシステムです。

2.内部質保証:文献[3]を受け、個々の大学では体系的な教育プログラム(P)、組織的な教育(D)、学生の学修成果、教員の教育活動等評価(C)、教育課程・方法の改善(A)のPDCAを回していくことが求め

られています。

3.設置認可:個々の大学で自主的な質保証の取組が期待されていますが、最低限の基準を示す設置基準は弾力的に運用されて来ましたが、しかし、届出で設置が可能な学際分野や、括り方が大きい分野において、本来なら認可が必要なケースがすり抜けるなどの弊害が指摘されています。

4.設置基準:複数キャンパスをおく場合、設置基準は一定の基準を設けていますが、詳細な施設・設備の内容、面積基準については、平成15年に廃止されました。今般、別地キャンパスやサテライトキャンパスで弊害が指摘されています。しかし、中教審では、事前規制への復帰ではなく、文献[2]で学生の能動的学修(アクティブ・ラーニング)の要請から、教育サポートスタッフ、図書館、ICT、ならびに教員と学生、学生相互のディスカッションを促すキャンパス環境を求めています。

5.認証評価:第2サイクルにある認証評価制度では、画一的な評価基準ではなく、大学の機能別分化(文献[1])に対応した機能別評価が議論されています。また、客観的評価指標やアウトカム重視の評価についても議論されています。

6.情報公開:個々の大学は質保証のプロセスと成果を外部発信することが求められています。平成26年度導入の大学ポートレート(仮称)はそれぞれの大学が容易に比較できる媒体です。そこに公開される情報は、収容定員、教員数、財務などの数値データとともに、各大学の特色が分かる定性的情報も求められています。

中央教育審議会参考文献

- [1]将来像答申「我が国の高等教育の将来像」、平成17年
- [2]学士課程答申「学士課程教育の構築に向けて」、平成20年
- [3]質的転換答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」、平成24年

RISSHO UNIVERSITY
FD NEWS LETTER vol.12

平成26年1月31日発行
編集発行:立正大学学長室政策広報課
〒141-8602 東京都品川区大崎4-2-16
TEL:03-3492-5250 FAX:03-3493-9068
URL:http://www.ris.ac.jp/

2015年度認証評価に向けた根拠資料作成年度を迎えるにあたって 学長 山崎 和海

2014(平成26)年度は、2015(平成27)年度認証評価申請に向けた重要な年に当たります。例えば、大学基準協会に申請書類の提出および評価にかかわる資料(「自己点検・評価報告書」・「大学基礎データ」の草案・根拠資料)の事前提出が2015年1月に、3月には評価資料の本提出が予定されております。

大学評価の目的としては、皆さんもご承知のように、次のような3項目が一般的にはあげられます。

- ①自己点検・評価体制が整備され、確実に機能していることを確認すること
- ②自己点検・評価に基づく改革・改善が着実に実行されることを支援すること
- ③自己点検・評価における自己評価が妥当なものであるかどうかを判断すること

そして、2011年度からの新たな大学評価は、「内部質保証システムをいかに評価するか」を理念としており、「大学内で自ら構築し、管理し、運営している質保証システムが機能しているかを客観的根拠(エビデンス)によって評価すること」と「理念・目的・教育目標の達成度をエビデンスによって評価すること」を最も重視しております。専門分野別の細部にわたる評価を行っていた専門評価分科会を廃止し、大学全体の評価を行う大学評価分科会に一本化する代わりに、「大学内に自己点検・評価・改善のためのメカニズムが内蔵され、それがきちんと機能しているのか」という観点からの評価に重点が移されました。

本学では、2009年度に学長室政策広報課・自己点検・評価室を新設し、新しい認証評価システムに対応するために、2011年度に自己点検・評価活動を推進する主体(自己点検・評価委員会)と、その報告を外部(第三者)の視点から評価する主体(外部評価委員会)の2つに分離する評価体制を構築し、この新しい内部質保証システムに基づくPDCAサイクル(Plan:適正な達成目標の設定、Do:実行、Check:結果の点検・評価、Action:目標の見直しや問題点の解決への取組み)を稼働させてきました。その意味では、大学基準協会の新しい認証評価に対して、それなりに準備をしてきているといえるでしょう。しかしながら、新し

い認証評価では、システムを有していること、またシステムの下で法令要件の順守(水準評価)をクリアすることだけではなく、努力目標の達成度合いの評価(達成度評価)に耐えられる改善サイクルの実効性(「Actionの実効性」)、すなわち内部質保証システムが機能していることを、エビデンスをもって証明することが求められているのです。

本学にあつては、特に、2015年度の認証評価に向けた「Actionの実効性」、すなわち内部質保証システムに基づくPDCAサイクルを回す中で浮上してきた問題や課題を解決しようとする主体的意志のさらなる醸成と、システムを動かしている運用主体の有効化(責任と権限の明確化や作業効率の向上化)に努めていくことが、今後一層、重要だと感じております。

ところで、今年度(2013年度)は、大学基準協会の示す評価項目の「10の基準」のうち6つについて、自己点検活動を実施し、自己点検・評価報告書を作成してきましたが、2014(平成26)年度の報告書の作成にあたっては、「10の基準」全ての実施が必要となります。また、自己点検・評価の役割について、改めて紹介するほどのことはないかと思いますが、以下のような注意すべき事項について指摘しておきたいと思っております。

- ①自己点検・評価とは、「させられる」ものではなく、自ら「行うもの」
- ②全組織および学部・研究科・部局等責任と権限を有する組織が、自発的に自己点検・評価・改善することが本来の活動であり、自己点検・評価委員会は取り纏め作業を担う機関
- ③目的は、報告書の作成ではなく、内部質保証への改革・改善への寄与の実効化・有効化にある
- ④本学教職員全員の意識の向上と協力が必要
- ⑤報告書を作成するにあたり、効果が上がっている事項をアピールすることも重要

これらの点に十分配慮して、2014年度の自己点検評価作業に臨みたいと思っておりますので、皆様方のご協力をお願いするものです。

立正大学FD活動報告(平成25年度～)

FD講演会(パネルディスカッション)開催報告

日 時:平成25年12月21日(土) 15:30～17:00

場 所:立正大学/

大崎キャンパス11号館8階 第6会議室

熊谷キャンパス1号館3階 第1会議室(遠隔教育システムによる両キャンパス同時開催)

内 容:教育方法の工夫・改善にむけた取り組み事例

-①「ピアレビュー」について-

仏教学部・法学部

平成25年度第2回FD講演会は、パネルディスカッション形式で、各学部の取り組みについて報告・共有する機会としました。報告後のディスカッションでは、ピアレビュー導入の経緯や実施方法、その後の展開などについて活発な意見交換が行われました。以下、報告内容です。



仏教学部におけるピアレビュー

仏教学部(発表者・秋田貴廣教授)



仏教学部のFD活動として特筆すべきは「学部教員FD報告書総覧」と「ピアレビュー」でしょう。本学部専任教員は毎年「仏教学部教員FD報告書」の提出が義務づけられています。各教員は当該年度に行った研究活動・教育活動・社会活動・管理運営業務について具体的に正確に報告し、それらは「仏教学部教員FD報告書総覧」という形で取りまとめられ、教授会において開示・検証されます。これには各教員の学内・学外の活動を全教員で確認し、把握するという狙いがあります。

全教員が各教員の教育研究活動を網羅的に把握す

るといことは、各教員が「学部の教育」の全体像とともに、その中の自分の位置を認識することにつながります。そして、それぞれの教育内容が有機的に作用することによって、はじめて「学部の教育」が有益に機能するという事実をあらためて意識することができました。その意識の共有が、まさに組織的な改善におけるプラットフォームであると言えるでしょう。

仏教学部では「ピアレビュー」(教員相互の授業参観)を平成23年度から始めました。指定された2ヶ月の期間内に、一人の教員が二人の教員の授業(2科目)を参観することを全員に義務づけています。レビューをした教員が「ピアレビュー報告書」を事務室に提出し、それが受けた側の教員に届けられ、「科目担当者所見」にコメントを記して、またレビューした教員に戻すというスタイルで実施しています。途中で事務室を介すものの、原則的にレビューする側と受ける側の教員間でのやりとりとなっています。実施した日時・科目担当者・参観担当を一覧表にしたもののみ、教授会で報告しています。

この「ピアレビュー報告書」のフォーマットには「授業改善アンケート」の項目と共通する部分が多い10個の評価項目を設けています。それは、受講者からの視点と教員からの視点を重ね合わせることで、授業の改善に資するという狙いがあるためです。

本学部の教員はそれぞれに専門分野が異なるため、むしろ「レビュー」する側に立つことで学ぶことも多いと感じています。違う分野の教授法が新鮮なのです。あるいは、1年生対象授業における工夫や苦労など「参

| ピアレビュー(教員相互の授業参観)報告書 | |
|----------------------|---------------------|
| 科目名 | |
| 科目担当者 | |
| 実施日時・場所 | 平成25年 月 日() 時限 教室 |
| 参観者名 | 受講者数 約 名 |
| 1. 授業の開始時間と終了時間 | 6. 授業を進める上での工夫 |
| 2. 出席確認の方法 | 7. 学生の受講態度 |
| 3. シラバスとの整合性 | 8. 受講生を集中させるための取り組み |
| 4. テキスト・参考資料 | 9. 受講生からの質問への対応 |
| 5. 授業のテーマ・ポイント | 10. その他所見 |
| 科目担当者所見 | |

仏教学部のピアレビュー・フォーマット

立正大学FD活動報告(平成25年度～)

加しなればわからなかった」という指摘も多く見られました。これは教育機関の「ピアレビュー」における「問題点の指摘」以外の、もうひとつの可能性と言えるのではないのでしょうか。このように仏教学部における「ピアレビュー」は、主に教員同士が刺激しあうという形で、授業方法の改善に有益に機能していると考えられます。

法学部におけるピアレビュー

法学部(発表者・村田和宏准教授)



1.平成23年度の授業改善アンケートの結果、2年生I期の科目につき、自己評価による学生の理解度の数値が低くなっていました。自己点検への対応の必要から、各教員が授業改善のためのヒントを探るべく、相互参観を実施するという提案が執行部からなされました。2.平成24年度に2年生I期の専門科目のうち専任教員の担当する科目(13)を対象に相互参観を実施しました。準備手順は、①事前に対象科目の担当教員に打診→了承、②教授会における告知、③参観票フォーマットの配信です。なお、対象科目の担当教員から打診の段階で断られることはありませんでした。

参観期間1週間、授業中入退室自由、参観結果は参観票に記入する形式で実施しました。参観者はのべ9名でした。参観票は送信してもらい、FD研修会用の配付資料を作成しました。

3.学部でのFD研修会において、結果報告を行いました。被参観者から、2年生の専門科目を担当する際の留意事項等についてコメントを得ました。参観結果および研修会における議論の内容については、個々の教員(参観者、被参観者、研修会参加者すべて)が授業改善のためのヒントとする扱いとしました。

4.上述の相互参観が好評であったため、継続することに決定しました。入試レベルにかんがみ、低年次教育が重要であることから、平成25年度は入門科目のうち、専任教員担当の科目(10)を参観の対象とすることにしました。

その後の準備手順、実施形式、結果のとりまとめ、FD研修会の開催、参観結果およびFD研修会における議論の内容の扱いは前年度と同様です。FD研修会

の議論は、特に入門科目の性格を巡って白熱しました。なお、平成25年度も参観を受け入れる科目の担当教員から打診の段階で断られることはありませんでした。ただし、参観者はのべ5名にとどまりました。

5.参観の受け入れについては、理解を得られていると考えられます。他方で、参観者は少数にとどまります。また、参観者は若手中心であり、世代間のギャップが感じられます。これらの解消が今後の課題であると思われる。

| 授業参観票 | | | | | |
|---------------------|---|---|----|-----|-----|
| 参観日時 | 月 | 日 | 曜日 | 時限 | 参観者 |
| 授業名 | | | | 担当者 | |
| ○授業の良い点 | | | | | |
| | | | | | |
| ○改善するとさらに良くなると思われる点 | | | | | |
| | | | | | |

法学部のピアレビュー・フォーマット



初年次教育

大学入学直後の学生を対象に行われる導入期教育のこと。中等教育から円滑な移行を促すことや、入学後の教育内容の効果をより高めることを目的として、レポートの書き方、ディベート、文献資料の検索、教職員とのコミュニケーションなど大学での学問に必要な知識や技術、大学生に求められる常識・生活態度などを身につけるためのプログラム。

学生カルテ

学生に関する情報を一元管理するためのシステムのこと。学生の情報をまとめて閲覧したり、あらかじめ設定した条件に合致する学生を自動的に知らせたりすることも可能で、学生の入学直後から一貫したキャリア形成支援、各学部の学業・生活・就職活動の状況や経過についての情報を入学から卒業まで一元的に記録・管理することも可能である。